

○愛西市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成23年4月28日

訓令第16号

改正 平成24年3月30日訓令第30号

平成25年2月15日訓令第4号

令和3年3月25日訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、愛西市における環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、愛西市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境に関する基本的事項
- (3) その他必要な事項

(委員定数)

第3条 委員会の委員の定数は、10人以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となるものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(専門部会)

第8条 委員会は、環境に関する専門事項を調査する必要があるときは、別表に掲げる所属の者をもって愛西市環境基本計画策定専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、委員会に提案する事項について協議又は調整する。

3 部会には部会長、副部会長を置く。

4 部会長、副部会長は部会員の互選により定める。

5 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

8 部会長は会議において、必要な職員の出席を求めることができる。

9 部会は、当該事項に関する調査が終了したときは、解散されるものとする。

(協力)

第9条 各部課（局・園）長等は、部会から要請があった場合は、積極的に

協力するものとする。

(庶務)

第10条 委員会等に関する庶務は、市民協働部環境課において処理する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第30号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月15日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日訓令第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別表 (第8条関係)

部等	課等
総務部	総務課
企画政策部	経営企画課
市民協働部	環境課 市民協働課
健康子ども部	子育て支援課
保険福祉部	高齢福祉課
産業建設部	産業振興課 都市計画課
上下水道部	下水道課
教育部	学校教育課 生涯学習課